

平成 27 年度名古屋市消防職係長昇任選考に
係る試験問題の漏えいに関する調査報告書

平成 27 年 9 月 18 日

名古屋市

— 目 次 —

1	事案の概要等	1
2	これまでの経緯	2
3	調査結果	2
	(1) 当該選考における「専門的知識」問題作成の流れ	3
	(2) 関係職員へのヒアリング等により確認された事項	4
	ア 人事委員会事務局	4
	イ 消防局	9
	(3) 試験問題データへのアクセスログの確認結果	16
	ア 調査概要	16
	イ チームウェアサーバーの調査	16
	ウ 消防局共有ファイルサーバーの調査	17
	エ 評価	18
4	調査結果まとめ	19
5	課題及び問題点	20
	(1) 人事委員会事務局	20
	(2) 消防局	20
6	当面の改善策	21
	(1) 人事委員会事務局	21
	(2) 消防局	21

< 添付資料 >

- 別添 1 通報に添付された試験問題
- 別添 2 試験企画委員等に関する規則（昭和28年人事委員会規則第7号）
- 別添 3 係長試験における専門試験の試験委員の委嘱に際しての確認事項
- 別添 4 試験問題データへのアクセスログの調査

1 事案の概要等

平成 27 年 7 月 2 日（木）に、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に、「消防局課長級職員の甲は、一部の受験者を合格させるために試験問題を漏らしたと思われる。」旨の文書と、試験問題と思われる文書（別添 1）が届いた。確認を行ったところ、同文書は、本年度実施予定の消防職係長昇任選考の試験問題のうち、航空分野に関する試験問題とほぼ同一の内容であった。

それを踏まえ、人事委員会は、7 月 14 日（火）に実施を予定していた当該選考の第 1 次試験の実施を見合わせるとともに、情報提供を受けたコンプライアンス推進室が、人事委員会事務局及び消防局と連携し、試験問題の漏えいに係る事実関係の調査を行ってきたものである。

《参考》 消防職係長昇任選考の概要（日程等については当初予定のもの）

対象職種	消防職（一般消防）、消防職（航空消防）
第 1 次試験	日 程 平成 27 年 7 月 14 日（火） 試験科目 法制度等（択一式）・専門的知識（記述式） 又は 消防行政に関する論文 申込者数 223 名 合格発表 平成 27 年 8 月 21 日（金）
第 2 次試験	日 程 平成 27 年 9 月上旬頃 試験科目 管理監督論文・口述試験・実技試験 合格発表 平成 27 年 9 月下旬頃

※ 人事委員会の行う競争試験又は選考の実施においては、試験企画委員等に関する規則（昭和 28 年人事委員会規則第 7 号）（別添 2）第 3 条に基づき、試験問題の作成などにあたらせるため、試験委員を置くこととされており、当該選考においても、消防局から甲、乙、丙及び丁の 4 名の課長級職員が試験委員に委嘱されている。

2 これまでの経緯

平成 27 年

- 7月2日 「1事案の概要等」に記載した内容の文書がコンプライアンス推進室に届く。
- 7月6日 実施予定の試験問題のうち、「専門的知識」における航空消防に関する試験問題とほぼ同一の内容であることを確認
- 7月7日 コンプライアンス推進室、人事委員会事務局及び消防局において、内部調査を開始
- 7月10日 人事委員会から、当該選考を見合わせる旨の連絡を関係任命権者に通知
- 同日 当該選考の実施見合せについて、報道機関へ発表
- 7月13日 コンプライアンス・アドバイザーに、調査方法等について相談を実施
- 8月25日 人事委員会において、消防職全職員を対象に、係長昇任選考の公正性を確認するための調査を開始（9月10日締切）
- 同日 人事委員会において、試験委員に対する調査を含む監督指導を開始
- 9月7日 人事委員会において、全職員（消防職職員を除く。）を対象に、係長昇任選考の公正性を確認するための調査を開始

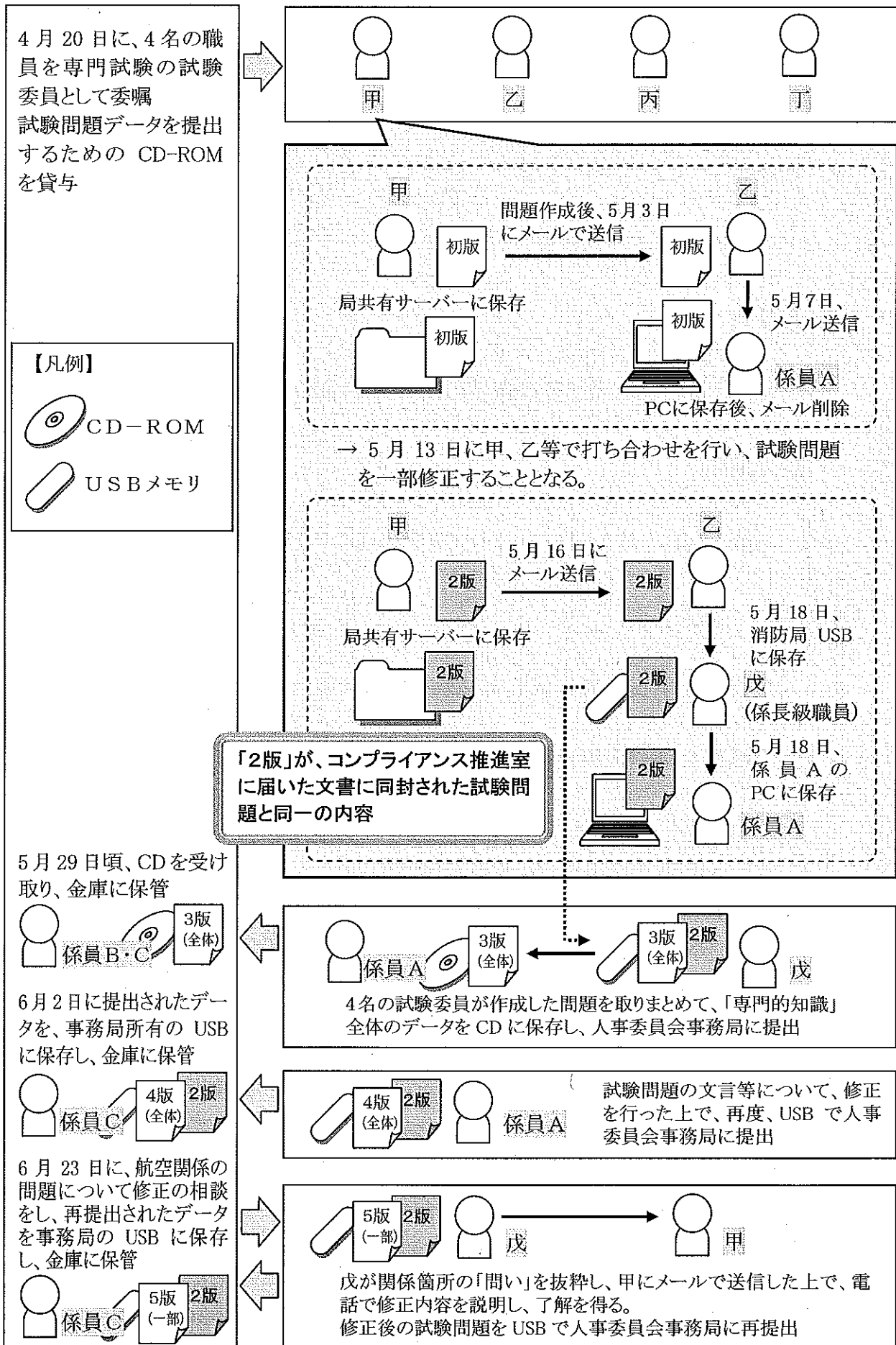
3 調査結果

関係職員へのヒアリングや、試験問題のデータへのアクセス状況等を調査した結果、確認された事実関係は次のとおりである。

(1) 当該選考における「専門的知識」問題作成の流れ

《人事委員会事務局》

《消防局》



(2) 関係職員へのヒアリング等により確認された事項

ア 人事委員会事務局

(ア) 調査概要

a 実施者

人事委員会事務局次長

b 対象者

人事委員会事務局課長級職員の己、係長級職員の庚、係員3名 合計5名

c 調査期間

平成27年7月14日から同年8月5日にかけて延べ19回実施

(イ) 内容

a 人事委員会事務局で作成した試験問題について

(a) 人事委員会事務局職員の試験委員について

人事委員会の行う競争試験又は選考の実施においては、試験企画委員等に関する規則（昭和28年人事委員会規則第7号）第3条に基づき、試験問題の作成などにあたらせるため、試験委員を置くこととされている。

試験科目のうち「法制度等」と「管理監督論文」については、人事委員会事務局係長級職員の庚及び係員3名の計4名の試験委員が問題の作成にあたっている。当該係では、年度初めに、秘密の厳守・情報の保護などに関して、係会議などにおいて注意を促すことになっている。平成27年度は、異動のなかった係員Bが他の3名に対して、受験のための勉強会への関与の禁止や試験日程・資料室の存在を明かすことの禁止といった秘密の厳守について、また、作成途上のものを含む試験問題やその資料のコピーは必ず複数人で行う、出力した資料はすべて溶解処分とし、処分までの間は施錠できるところで保管するといった資料の取り扱いの徹底などについて説明している。

なお、当該係の4名とも、誰かに試験問題を教えたり、試験問題を教えて欲しい等の要請を受けたりしたことはないと言述している。

(b) 試験問題の作成場所について

人事委員会事務局における試験問題の作成スペースとして、事務室ではなく、人事委員会事務局が管理している資料室を専用している。

資料室の鍵は、事務室内における置き場所が、事務室や倉庫の鍵とは別のところにあり、人事委員会事務局の職員でその場所を知っているのは、庚及び係員3名と前係長のみであった。

(c) 試験問題作成用パソコンについて

資料室には、一切のネットワークと接続していない、スタンドアローンのパソコンとプリンターがあり、庚及び係員3名は、このパソコンを使用して、資料室のスペース内で試験問題の作成をしている。

データは、スタンドアローンのパソコンに保存することなく、このパソコンを使用する都度、外部媒体のUSBメモリ（パスワード付）で保存することとしている。そのため、庚及び係員3名は、パソコンを使用するにあたっては、必ずこのUSBメモリからデータをパソコン内へ出力して作業を行い、作業終了後には、再度データをパソコンからUSBメモリへ保存し、パソコン内のデータは削除している。

(d) 試験問題データ保存用USBメモリの管理について

USBメモリは、資料室内にある金庫の中の手提げ金庫内に保管しており、使用する都度、取り出すこととしている。金庫、手提げ金庫の鍵は、事務室内の鍵付キャビネット内に置いており、同キャビネットの鍵は、事務室内の別のところに置いている。このような保管管理方法、鍵の存在を把握しているのは、庚及び係員3名と前係長のみであった。

(e) 紙媒体の文書の管理について

庚及び係員3名で試験問題を検討する場合に一同で議論でき、各自で検討したものを書き残せるように、資料室のパソコンからプリンターで紙媒体を打ち出し、事務室で複写したものを資料室に持ち込んで利用することがある。打ち出した紙媒体及び事務室で複写したものについては、いずれも保管するものは金庫内の鍵付アタッシュケースに入れ、保管している。不要となるものは金庫内の溶解箱に入れておき、人事委員会事務局の溶解箱をまとめて溶解先へ搬出するときに、庚及び係員3名が資料室から直接、搬出トラックへ持ち込んでいる。

(f) 試験問題の印刷製本及びその管理について

完成した「法制度等」の試験問題については、平成 27 年 7 月 1 日に、問題集としての印刷製本を行った。当日は、印刷のための最終原稿を資料室のプリンターで打ち出し、庚が、直接その原稿を写真製版による印刷を契約した業者に持ち込み、当該業者により試験問題が印刷製本され、人事委員会事務局に運搬、納品されるまでの間、立ち会い、同行している。

納品された問題集は、同日、係員により資料室へ搬入の上、事務室内の人事委員会室へ移され、試験会場ごとの袋に分けられ、人事委員会室内の金庫に保管されている。

b 消防局で作成した試験問題について

(a) 消防局職員の試験委員の委嘱について

試験科目のうち「専門的知識」と「消防行政に関する論文」については、平成 27 年 4 月 20 日に人事委員会室（事務室、資料室とは別室）で、消防局課長級職員の乙、丙及び丁（甲は欠席）に対して、乙の部下である消防局係長級職員の戊、係員 A も同席のもと、委嘱が行われた。委嘱した職員には、試験委員の委嘱の通知と委嘱に際しての確認事項の資料（別添 3）を説明の上、人事委員会事務局が用意した封筒に入れて渡している。同封筒には、試験問題の様式だけが保存されている CD-R を同封しており、この CD-R には、委嘱した職員ごとに①、②、③、④の数字が表記してあった。欠席した甲には、同席した戊に資料の回付、説明を依頼している。

また、乙には消防局内で作成した試験問題の取りまとめを依頼するとともに、戊及び係員 A に対して、消防局で取りまとめて、人事委員会事務局へ提出するとき使用する「提出用」と表記された CD-R を、同場所で渡している。

(b) 試験委員への伝達事項について

試験委員の委嘱の通知には、出題分野、消防局で取りまとめて期限までに提出すること、秘密の厳守に注意することが記載されている。試験委員の委嘱に際しての確認事項には、試験問題に関連する情報が漏れないようにすること、試験委員として知り得た秘密は漏れないようにすること、部下等の勉強会に関わらないようにすることの 3 点が記載されており、他都市における試験問題に関する情報の紛失、漏えいに関する報道記事が資料として添付されている。

(c) 消防局から提出された試験問題データの管理について

5月29日頃に、人事委員会事務局の係員Bは、消防局の係員Aから「専門的知識」と「消防行政に関する論文」の試験問題のデータ（3頁の図の3版）が入っているCD-Rを受け取り、同事務室内にある鍵付キャビネットに入れ、保管した。翌勤務日に同鍵付キャビネットに保管してあることを聞いた担当の係員Cが、同鍵付キャビネットからこのCD-Rを取り出し、資料室金庫内のアタッシュケースへ移し、保管している。

6月2日に、係員Aが、提出したCD-R内の試験問題を差し替えるため、差し替え後の試験問題のデータ（3頁の図の4版）が入ったUSBメモリを持参し、係員Cに提出した。係員Cは、資料室の外に係員Aを待機させていたため、USBメモリ内のデータを選別せず、資料室内のスタンドアローンのパソコンに全て取り込み、係員AにUSBメモリを返却した。その後、係員Cは、人事委員会事務局のUSBメモリに、係員Aが持参したUSBメモリ内のデータを全て保存した。差し替え後の試験問題のデータの入った人事委員会事務局のUSBメモリは、その後、資料室の金庫内の手提げ金庫の中で保管している。

このとき係員Aが持参したUSBメモリ内のデータの中には、消防局で取りまとめた出題用の試験問題の他に、取りまとめ前の各試験委員が作成したデータ（3頁の図の2版）も入っていた。係員Cは、データ整理をするだけの余裕がなく、一旦削除すると復元が困難なことから、特にそれを削除することなく、途中経過のデータとして別のフォルダの中に保存しておいたが、庚及び係員3名は、出題用の試験問題のデータファイル以外のファイルは開ける必要がないため、開けていないと口述している。なお、係員Cは、係員Aが持参したUSBメモリ内には、出題用の試験問題の他にも、別のデータがあることは承知していたが、漠然と消防の試験に関するものと思い、取りまとめ前の各試験委員が作成したデータがあるとは意識していなかったと口述している。

その後、提出した試験問題について、係員Cより文言の表現の指摘を受けた部分を差し替えるため、6月23日に消防局の戊が、訂正した試験問題のデータ（3頁の図の5版）の入ったUSBメモリを持参し、提出した。係員Cは、資料室の外に戊を待機させ、資料室内のスタンドアローンのパソコンに、USBメモリ内の訂正した試験問題のデータを取り込み、戊にUSBメモリを返却した。係員Cは、人事委員会事務局のUSBメモリに、戊が持参したUSBメモリ内のデータを保存した。差し替え後の試験問題のデータの入った人事委員会事務局のUSBメモリは、その後、資料室の金庫内の手提げ金庫の中で保管している。

(d) 紙媒体の文書の管理について

提出された試験問題を点検する場合には、庚及び係員の一人ひとりが、順番にチェックでき、その結果を書き残し、一覧できるよう資料室のパソコンからプリンターで紙媒体を打ち出して利用している。打ち出した紙媒体については、資料室の外部には持ち出さず、保管するものは金庫内に保管している。不要となるものは金庫内の溶解箱に入れておき、人事委員会事務局の溶解箱をまとめて溶解先へ搬出するときに、庚及び係員3名が資料室から直接、搬出トラックへ持ち込んでいる。

(e) 試験問題の印刷製本及びその管理について

完成した「専門的知識」と「消防行政に関する論文」の試験問題については、平成27年7月1日に、係員3名が、他の者の立ち入りを禁止した人事委員会室に事務室内の印刷機を持ち込み、試験問題を印刷した。印刷した試験問題は、同日に業者より納品された問題集（試験科目「法制度等」の試験問題）とあわせて、試験会場ごとの袋に分けて、人事委員会室内の金庫に保管されている。

(ウ) 評価

- ・ 人事委員会事務局で試験問題の作成にあっているのは、係長級職員の庚及び係員3名の計4名であり、機密情報の保護の観点から直属の上司である己についても試験問題に関する情報へのアクセスを制限している。また、庚及び係員3名とも、誰かに試験問題を教えたり、試験問題を教えて欲しい等の要請を受けたりしたことはないと言述している。
- ・ 試験問題の作成及び管理にあたっては、作業スペースへの立ち入り制限や金庫による厳重な保管が行われるなど情報管理が徹底されており、庚及び係員3名の他に試験問題にアクセスできる者はない。
- ・ 以上より、人事委員会事務局から情報が漏えいした可能性は極めて低い。

イ 消防局

(ア) 調査概要

a 実施者

消防局総務部長及び消防局総務部総務課係長級職員

b 対象者

- ・ 試験委員（甲、乙、丙及び丁）、係長級職員の戊及び係員A
- ・ 甲の勤務する所属職員 10 名
- ・ 過去5年間に甲の勤務する所属に在籍した職員 6 名（退職者を含む。）
合計 22 名

c 調査期間

平成 27 年 7 月 8 日から同年 8 月 17 日にかけて延べ 47 回実施

(イ) 内容

a 試験問題作成等に関わった職員について

「専門的知識」と「消防行政に関する論文」の試験問題の作成にあたり、試験企画委員等に関する規則（昭和 28 年人事委員会規則第 7 号）第 3 条に基づき、平成 27 年 4 月 20 日に人事委員会より 4 名の職員が試験委員に委嘱された。試験委員ごとに担当する分野を決めており、総務関係、防災関係、警防関係、救急関係、救助関係、予防関係を乙、丙及び丁が、航空関係を甲がそれぞれ担当し、試験問題を作成していた。

また、乙は消防局内で作成した試験問題を取りまとめる立場であったため、事務担当者として乙の部下である戊及び係員 A は、各試験委員の作成した問題の取りまとめや人事委員会事務局との調整等を行うほか、各試験委員が試験問題を作りやすい環境を整えたり、試験の会場を確保したり、過去の出題の仕方について各試験委員にアドバイスすることなどを行っている。

試験問題の作成に関わった試験委員及び事務担当者は、いずれも誰かに試験問題を教えたり、試験問題を教えて欲しい等の要請は受けたりしたことはないと言述している。

b 試験問題の作成に係る調整について

試験問題の作成にあたっては、各試験委員の作成する問題の整合性を図るため、各試験委員の作成した問題を持ち寄り、調整会議を行っている。

一般消防及び航空消防に共通する問題については、乙、丙、丁、戊及び係員Aによる調整会議を計5回開催した。甲については、航空関係には精通しているが、他の業務の経験がないことから他の分野について議論することは難しいと乙が判断し、航空消防のみで出題される問題について、乙、戊及び係員Aと個別の調整会議を5月13日に1回開催した。

なお、丙及び丁には、甲が作成した航空消防のみで出題される試験問題の内容は知らされておらず、甲には、丙及び丁が作成した試験問題の内容は知らされていなかった。

c 試験委員の試験問題の作成場所について

各試験委員は、問題作成にあたっては、通常業務で使用している端末を使用しており、甲、乙及び丙は自席で、丁は部長室に自席の端末を持ち込んで問題作成をしている。

各試験委員とも、他の職員に端末の画面を見られないよう、覗き見防止フィルターを使用したり、離席するとき端末を閉じたりするなどの配慮をしていたと口述している。

d 試験委員の試験問題のデータの管理について

乙、丙及び丁は、作成した試験問題のデータを通常業務で使用している端末のハードディスクへ保存しており、甲は、試験問題のデータにパスワード設定を行った上で、甲の勤務する所属の他の職員も利用している消防局共有ファイルサーバー内に保存していた。

各試験委員が通常業務で使用している端末へのログインには、使用者本人の指紋認証が必要であり、本人以外の者が当該端末のハードディスクに保存されているデータを閲覧等することはできない状態であった。

甲は、着任時に、端末のハードディスクを使用すると端末自体の処理速度が低下するため、共有ファイルサーバーを活用することとなっている旨の説明を係員から受け、試験問題についてもデータ自体にパスワードが設定してあることから、他の職員は見るできないという認識で共有ファイルサーバー内に保存したと口述している。

e 紙媒体の試験問題の管理について

各試験委員は、試験問題の作成に係る調整会議のため、作成した試験問題を紙媒体で出力することがあった。また、調整会議において、甲以外は他の試験委員の作成した紙媒体の試験問題を受け取ることがあった。

航空消防のみで出題される試験問題については、初版（3頁の図参照）のみが、平成27年5月13日の調整会議において紙媒体として出力されているが、2版（3頁の図参照）以降のものは紙媒体として出力していないと口述している。調整会議に出席した甲、乙、戊及び係員Aも初版以外は紙媒体として保有していなかった。

紙媒体の試験問題については、各試験委員とも、委嘱時に人事委員会事務局から渡された封筒に入れ、自席の鍵付きの引き出しにて厳重に保管をしていた。

また、戊と係員Aも紙媒体で試験問題を保有しており、戊は自席の鍵付きの引き出しに、係員Aは職場内の鍵付きの書庫にそれぞれ保管していた。

なお、書庫の鍵はダイヤル式のキーボックスにおいて保管管理されており、このような保管管理方法、鍵の存在を把握しているのは当該係の6名のみであった。

f 各試験委員の問題の取りまとめについて

各試験委員が作成した試験問題については、各試験委員が乙の個人のメールアドレスへ試験問題のデータをメールで送信し、乙が取りまとめ、戊や係員Aが人事委員会事務局へ提出する試験問題の体裁を整えることとしていた。

平成27年5月3日に甲から乙へメールによって、作成した試験問題のデータ（パスワード設定有り、3頁の図の初版）を送信しており、その際のメール本文には当該データのパスワードが記載されていた。平成27年5月7日に乙から係員Aの係共有のメールアドレスへメールによって、甲が作成した試験問題のデータが送付された。係員Aは受信後速やかにデータを自身の端末に保存し、当該メールは削除したと口述している。

その後、平成27年5月13日に試験問題の調整会議を行い、試験問題の一部を修正することとなったため、平成27年5月16日に甲より乙へメールによって、修正した試験問題のデータ（パスワード設定有り、3頁の図の2版）を送信しており、5月3日と同様にメール本文には当該データのパスワードが記載されていた。平成27年5月18日に戊が管理する消防局のUSBメモリに、甲が修正した試験問題を保存するとともに、バックアップデータとして、係員Aの端末のデスクトップ画面に試験問題のデータを保存していた。

なお、係員Aの端末のログインはパスワード設定であり、3カ月に1度パスワードを変更しており、他の者に知られることはないと本人が口述している。

g USBメモリの管理について

乙の勤務する所属で所有する8本のUSBメモリのうち、1本を試験問題のデータ保存用として使用している。当該USBメモリは、戊が管理しており、戊の自席の左側に配置された袖机の引き出しの中に、施錠をして保管されていた。その鍵は、戊の自席の右側に配置された袖机の最上部の引き出しの中で保管されており、施錠はされていなかった。

なお、当該USBメモリの保管場所は、戊以外の者は知らない状態であった。

USBメモリに保存された試験問題のデータファイルについては、戊がパスワード設定を解除しており、パスワード設定のない状態で保存されていた。

h 試験問題を送信したメールの送受信履歴について

消防局では、業務上の電子メールは全て「チームウェア」というソフトウェア上で取り扱っており、課長級以上は個人アカウントを利用し、係長以下はそれぞれ所属する係単位の共有アカウントを使用している。

甲から乙へ試験問題のデータを送信したメールの送信履歴及び受信履歴は、メールサーバー上に残されており、甲及び乙の個人アカウントから閲覧可能な状態であった。また、その試験問題のデータを乙から係員Aの係共有アカウントへメール送信しており、係員Aは受信し、データを保存した後にそのメールを削除していたため、受信履歴は残っていなかったが、乙の送信履歴は残されており、乙の個人アカウントから閲覧可能な状態であった。

丙及び丁は、試験問題のデータをメールで送信した後、そのメールを削除しており、メールサーバー上に各送信履歴は残っていなかったが、乙の受信履歴は残されており、乙の個人アカウントから閲覧可能な状態であった。

i 試験委員のメールアドレスのパスワード管理について

チームウェアにおける個人アカウント又は共有アカウントのいずれも、ログインするにはパスワードの入力を必要とする。

甲は平成26年4月に現職に着任した際、前任者が使用していた個人ア

カウントのログインに必要なパスワードを庶務担当の係員Dから口頭で伝えられ、それをそのまま使用していた。また、パスワードを記載したメモを甲が普段使用している端末に貼付し、他の者が確認できる状態になっていた。

乙は、平成27年4月に現職に着任しており、前任者が使用していた個人アカウントのパスワードを使用していたが、試験委員に委嘱された直後にパスワードを変更している。

丙及び丁は、現職に着任した際に個人アカウントのパスワードを変更している。

j 甲のメールアカウントの利用について

甲の勤務する所属にはメールアカウントとして、課長級職員用の個人アカウントと係員共用の共通アカウントがある。業者との打ち合わせ時には、甲、係員がそれぞれ名刺交換等を行っている可能性があり、甲の名刺には、個人アカウントのメールアドレスが、その他の係員については、系の共通アカウントのメールアドレスが掲載されている。

通常、課長級職員用の個人アカウントを他の職員が利用することは想定していないが、平成24年度及び平成25年度に、甲の勤務する所属の係員Eが、業者が系の共通アカウントのメールアドレスと勘違いして課長級職員用の個人アカウントのメールアドレスへ送信したメールの有無を確認する等のために、甲の個人アカウントにログインしたことがあったと口述した。

また、甲の個人アカウントは、初期設定のままで、IDとパスワードが同一であり、なお且つ、甲の端末に、パスワードを記載したメモが貼り付けられていたことから、他の職員が容易に甲の個人アカウントにログインできる環境にあった。

k 甲の勤務する所属職員について

甲の勤務する所属職員の中には、甲が試験委員であることを把握している職員が一部いたが、試験問題を作成している様子を見たり、試験問題を見たり、誰かに渡したりしたところを見たという証言はなかった。また、どの職員も消防共有ファイルサーバー内に保存された試験問題のデータを閲覧したことはないと言述している。

平成26年度に、甲は、自身の部下であり係長昇任選考を受験予定であった係員F及び係員Gに対し、勉強を促す意図で平成24年度及び平成25年度実施分の試験問題を渡したと言述している。

なお、今年度は係員F及び係員Gを含めて、甲の勤務する所属には係長

昇任選考の受験資格を持つ者が4名(係員F及び係員G以外の2名は受験申込をしていない)いた。しかし、今年度は甲の勤務する所属に新しい消防用機材が導入されたことで、その機材の取り扱い習熟に関する業務が忙しく、所属として受験体制になっていなかったように見受けられたので、甲から当該4名の職員に対し、平成26年度実施分の試験問題を含む過去の試験問題を渡すことはなかったと甲は口述している。

なお、消防局においては、過去の試験問題の一部を人事委員会事務局から提供を受け、消防局の教養機関誌に平成25年度分まで掲載して公表している。しかし、この教養機関誌の購読者の範囲が東海3県の消防本部の職員となっていることから、平成26年度分以降については、人事委員会事務局と調整の上、教養機関誌への掲載を中止し、消防局内のチームウェアのライブラリ(所属別フォルダ)へ掲載する方法に変更して公表している。

I 甲の勤務する所属の事務室の施錠管理について

甲の勤務する所属の事務室入口のドアはナンバーロック方式であり、平成18年7月頃から暗証番号が変更されていなかった。異動者や退職者も、事務室の施錠の方法について理解、記憶しており、暗証番号が長年変更されていないことを認識していたが、異動又は退職後、甲の勤務する所属事務室に施錠を開錠して立ち入ったと口述する者はいなかった。

なお、平成27年7月9日に事務室入口の暗証番号は変更している。

(ウ) 評価

- ・ 甲は、投書で指摘された試験問題の漏えいについて否定している。また、試験問題の作成に関わった甲を含む試験委員4名、戊及び係員Aのいずれも、誰かに試験問題を教えたり、教えるよう要請を受けたりしたことはないと言述している。さらに、甲の勤務する所属の所属職員(異動者・退職者を含む)全員が、試験問題の受け渡し等を見たことはないと言述している。
- ・ 甲は、作成した試験問題のデータファイルにパスワードを設定して、共有ファイルサーバー内に保存していたが、何らかの方法によりパスワードを知り得た職員により、当該ファイルのパスワード設定が解除され、情報が漏えいした可能性は否定できないため、後述の(3)のとおり、試験問題データへのアクセスログの調査を行った。
- ・ 試験委員4名は、それぞれの担当分野の試験問題を作成し、消防局が管理するメール「チームウェア」を使って乙へ提出している。そのメールの送受信履歴がサーバー上に保存されているが、甲の個人アカウント

のパスワードが適切に管理されておらず、また、一部の職員が甲の個人アカウントにログインをしていたという口述もあったため、甲の個人アカウントに他の職員が不正にログインしたことにより、情報が漏えいした可能性は否定できないため、後述の(3)のとおり、試験問題データへのアクセスログの調査を行った。

- ・ 乙、戊及び係員Aの間での試験問題のデータの受け渡しには、USBメモリが使用されていたが、当該USBメモリは戊によって適正に管理されていることから、当該USBから情報が漏えいした可能性は低い。
- ・ 航空消防のみで出題される試験問題については、初版(3頁の図参照)しか紙媒体として出力していないと口述しており、調整会議に出席した甲、乙、戊及び係員Aも初版以外は紙媒体として保有していなかった。また、その保管管理も適切に行われていたことから、紙媒体で情報が漏洩した可能性は極めて低い。
- ・ 甲の勤務する所属の事務室は、入口の暗証番号が長期間変更されていなかったことから、職員が居なくなる夜間等に部外者が侵入して、情報が漏えいした可能性は否定できない。

(3) 試験問題データへのアクセスログの確認結果

ア 調査概要

(ア)実施者

- ・ 消防局総務部長及び消防局総務部総務課係長級職員
- ・ 消防局消防部指令課職員

(イ)調査対象及び内容

消防局で保有する全ての端末に対して、消防局の独自システムで管理されているチームウェアサーバー^(※1)及び共有ファイルサーバー^(※2)のアクセスログを取得し、試験問題データへの不正なアクセスの有無を調査した。(別添4)

※1 業務上の電子メールを取り扱うためのソフトウェア名称及びそのサーバー

※2 局内の所属ごとに利用する領域が割り当てられているファイルサーバー

(ウ)調査期間

平成27年7月8日から同年9月7日

イ チームウェアサーバーの調査

(ア)内容

チームウェアサーバー内には、各ユーザーがチームウェアによりメールを送信、閲覧、添付ファイルを取り出すなどの操作を行った際のログが記録されている。

これらのログから、不正に他者のメールボックスを開き、試験問題のデータファイルが添付されたメールを閲覧した履歴がないか、アクセスログの解析を行った。

(イ)対象期間

平成27年4月20日から同年7月2日

(ウ)結果

チームウェア上、試験問題のデータファイル及びこれを開くためのパスワードは、甲から乙の送受信履歴、乙から戊及び係員Aの係共有アカウントの送信履歴に存在したが、これらが不正に閲覧を受けたログは確認されなかった。

ウ 消防局共有ファイルサーバーの調査

(ア)内容

消防局で保有する端末で行われたファイル操作やアプリケーションの起動は、自動的に端末の運用管理サーバーに転送され記録される。

これらのログを確認するソフト「インフォ・トレース^(※3)」を用いて、甲が共有ファイルサーバーに保存した試験問題のデータファイルを操作した端末はないか、アクセスログの解析を行った。

解析の結果、故障や配置所属の変更に伴い、リカバリーを行った際にインフォ・トレースが未設定のためログを取得できない端末が、甲の勤務する所属の4台の端末を含め16台あったため、ファイルサーバーにアクセスしたときのログイン履歴が確認できるwindowsのイベントビューアというソフトウェアにより、イベントログの追加調査を行った。

※3 ファイル操作やアプリケーションの起動などPCの操作内容を収集してレポートを自動作成するソフトウェア

(イ)対象期間

平成27年5月13日から同年7月2日

(ウ)結果

インフォ・トレースが設定されている端末については、試験問題のデータファイルを開く、印刷する、コピーするなどの操作をしたログは確認されなかった。

しかし、追加調査した16台の端末のうち、甲の勤務する所属の1台の端末がログインしたままの状態、端末の利用者が週休日であるにもかかわらず、共有ファイルサーバーにアクセスした履歴が発見されたが、当該履歴の信頼性に欠ける部分もあり、これ以上確認することは困難である。

エ 評価

- ・ 試験委員 4 名は、それぞれの担当分野の試験問題を作成し、消防局が管理するメール「チームウェア」を使って乙へ提出している。そのメールの送受信履歴がサーバー上に保存されているが、甲の個人アカウントのパスワードが適切に管理されておらず、また、一部の職員が甲の個人アカウントにログインをしていたという口述もあったが、甲の個人アカウントに他の職員が不正にログインしたことにより、当該試験問題が漏えいした履歴は発見できなかった。
- ・ 甲は、作成した試験問題のデータファイルにパスワードを設定して、共有ファイルサーバー内に保存していたが、何らかの方法によりパスワードを知り得た職員により、当該ファイルのパスワード設定が解除され、情報が漏えいした可能性は否定できない。
- ・ インフォ・トレースが未設定の端末について追加調査を実施したところ、甲の勤務する所属の 1 台の端末がログインしたままの状態、端末の利用者が週休日であるにもかかわらず、共有ファイルサーバーにアクセスした履歴が発見されたが、当該履歴の信頼性に欠ける部分もあり、これ以上確認することは困難である。

4 調査結果まとめ

調査の結果、甲を始め、試験問題の作成に関わった消防局職員及び人事委員会事務局職員が故意に試験問題を漏えいさせた事実について、確認することはできなかった。

人事委員会事務局における試験問題の作成及び管理にあたっては、作業スペースへの立ち入り制限や金庫による厳重な保管が行われるなど情報管理が徹底されていたため、人事委員会事務局から情報が漏えいする可能性は極めて低いと思われる。しかし、消防局における試験問題の作成及び管理にあたっては、各試験委員により取り扱いに差が見られるなど、一部で情報管理体制及び庁舎管理体制に情報漏えいのリスクが確認された。

消防局の独自システムで管理されているチームウェアサーバー及び共有ファイルサーバーについては、管理を誤れば機密情報の漏えいにつながるようになるが、今回の調査を通じて、適切に管理されていない例が散見された。

また、市の庁舎については、多数の市民・関係者が出入りする一方、機密情報を含んだ行政文書を保管・運用しており、管理の不備があってはならない。しかし、甲の勤務する所属の事務室入口のドアは、平成18年7月頃から暗証番号が変更されておらず、異動者や退職者など暗証番号を把握している者が解錠できる状態であり、その管理が不適切であったと言わざるを得ない。

以上より、今回の調査で確認された情報管理体制及び庁舎管理体制に係るリスクについては、その課題や問題点について十分に分析し、今後対策を講じていく必要がある。

5 課題及び問題点

(1) 人事委員会事務局

試験委員の委嘱に際して、試験問題に関連する情報や委員として知り得た秘密が漏れないようにすることなど、秘密の厳守について指導したものの、委員によって問題の作成及び管理の取り扱いに差が見られ、情報が漏えいした可能性を否定できない状況にある点から、その指導の徹底が結果として十分ではなかった。

(2) 消防局

ア 委嘱を受けた試験委員及び事務担当者である戊及び係員Aにより、人事委員会事務局の指導に基づき問題の作成及び管理に係る事務が取り扱われたが、一部で次のような情報の漏えいにつながりかねない問題点等があった。

(ア) 情報管理体制の問題

- a 甲は作成した試験問題の電子データにパスワードを設定していたが、共有ファイルサーバーに保存していたため、データのタイトルを他の職員が閲覧可能な状態であった。
- b 甲は電子メールの個人アカウントを起動するために必要なパスワードを、他の職員が見ることができる場所に貼っていたため、電子メールを他の職員が閲覧可能な状態であった。

(イ) 庁舎管理体制の問題

甲の勤務する所属の事務室入口のドアはナンバーロック方式であり、平成18年7月頃から暗証番号が変更されておらず、異動者や退職者など暗証番号を把握している者が解錠できる状態であり、管理が不十分であった。

イ 消防局で使用している消防情報端末の中で、故障や配置所属の変更に伴いリカバリーを行った際に、インフォ・トレースが未設定のためログが取得できない端末があった。

6 当面の改善策

(1) 人事委員会事務局

- ア 人事委員会における機密情報の管理上のリスクを検証した上で、試験委員に対して、秘密厳守の遵守状況について、調査を含む監督指導を開始した。
- イ 試験問題の作成に関し、電子情報の管理の方法や、紙媒体での管理及び処分の方法などを指定するなど、既存ルールの厳格化を図った。
- ウ 消防職係長昇任選考に係る第1次試験の専門試験について、試験委員全員を新たに委嘱し直し、監督指導の徹底を図った上で、試験問題も全て作成し直す。

(2) 消防局

- ア 平成27年7月24日に消防署長会議を開催し、消防局内に次の事項を文書及び口頭で周知徹底した。今後、周知事項が浸透するまで、情報管理体制に関する「情報保護対策チェックシート」と庁舎管理体制に関する「庁舎管理チェックシート」の提出を求めるなどフォローアップを継続していく。

(ア) 情報管理体制

- a 機密情報は施錠のできる保管庫での保管を徹底し、電子データである場合には共有ファイルサーバー等、他の職員が閲覧できる領域に保存しない。
- b 機密情報が電子データである場合、当該データファイルにパスワードの設定や暗号化などを行うとともに、メールで送付する際は、閲覧区分に該当する職員に直接パスワードを伝え、送付後にすみやかに送信ボックス・受信ボックスのデータを削除する。
- c 離席するときは、端末をパスワード入力が必要な状態（ログオフ）にする。
- d ID・パスワードは8桁以上で設定し、3ヶ月毎に変更するとともに、写し書きのメモを容易に見ることができる場所に放置しないなど、他人に知られないようにする。

(イ) 庁舎管理体制

- a 消防庁舎管理実施要綱を策定し、各所属に庁舎責任者（課長級）及び庁舎担当者（係長級）を設置するとともに、これらの職員の監督指導の下、ロック錠でナンバーロック式の開錠用パスワードがある場合、最低限、暗証番号を年2回変更する。
 - b 暗証番号については、庁舎に勤務する職員以外には漏らさないよう管理する。
- イ インフォ・トレースが設定されていない端末については、同ソフトウェアの設定を早急に行う。

平成27年度 (航空関係) 「問題のねらいと解答のポイント」

- 1 航空消防官として熟知すべき航空法の基礎を問うことをねらいとする。
 - (1) ドローンの飛行が注目されているので、「航空機」の定義及び「航空業務」を確認する。
 - (2) 気象状態が不良な状況下でも飛行できる方式についての基礎的な知識を確認する。

- 2 救急における航空機活用及び安全についての基礎を問うことをねらいとする。
 - (1) 救急業務を実施するうえで知識を確認する
 - (2) 「消防航空隊規程」についての基礎知識を問う。
 - (3) 「最低気象条件」の確認をする。
 - (4) 航空用語についての知識を確認する。

消防職 (一般)	受験番号		所属		氏名		※
-------------	------	--	----	--	----	--	---

(注) 受験番号・氏名は○枚全てに記入すること。※印欄には記入しないこと。

[消防(航空)〇-〇]

問題Ⅲ

[消防(一般) 〇-〇]

1 「航空法」から抜粋した次の記述を読み、空欄ア～ノにあてはまる適切な語句を記せ。

※

(定義)

第二条 この法律において「(ア)」とは、(イ)が乗って航空の用に供することができる(ウ)、(エ)、(オ)及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

2 この法律において「(カ)」とは、(キ)に乗り組んで行うその(ク)及び(ケ)又は改造をした航空機について行う第十九条第二項に規定する(コ)をいう。

15 この法律において「(サ)」とは、(シ)及び(ス)を考慮して(セ)で定める視界上不良な(ソ)をいう。

16 この法律において「(タ)」とは、航空機の(チ)、(ツ)、(テ)及び針路の測定を(ト)にのみ依存して行う飛行をいう。

- | | | | | |
|-----------------|--------------|---------------|-----------------|---------------|
| ア <u>航空機</u> | イ <u>人</u> | ウ <u>飛行機</u> | エ <u>回転翼航空機</u> | オ <u>滑空機</u> |
| カ <u>航空業務</u> | キ <u>航空機</u> | ク <u>運航</u> | ケ <u>整備</u> | コ <u>確認</u> |
| サ <u>計器気象状態</u> | シ <u>視程</u> | ス <u>雲の状況</u> | セ <u>国土交通省令</u> | ソ <u>気象状態</u> |
| タ <u>計器飛行</u> | チ <u>姿勢</u> | ツ <u>高度</u> | テ <u>位置</u> | ト <u>計器</u> |

消防職 (一般)	受験番号		所属		氏名		※
-------------	------	--	----	--	----	--	---

(注) 受験番号・氏名は○枚全てに記入すること。※印欄には記入しないこと。

[消防(一般)〇-〇]

問題Ⅲ

[消防(一般) 〇-〇]

2 「消防法施行令」から抜粋した次の記述を読み、空欄ア～オにあてはまる適切な語句を記せ。

※

(救急隊の編成及び装備の基準)

第四十四条 救急隊は、救急自動車一台及び救急隊員（ア）以上をもつて、又は航空機

一機及び救急隊員二名以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして

（イ）で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二名をもつて編成することができる。

2 前項の救急自動車及び航空機には、傷病者を搬送するに適した（ウ）をするとともに、救急業務を実施するために必要な（エ）及び（オ）を備え付けなければならない。

ア 三名 イ 総務省令 ウ 設備 エ 器具 オ 材料

3 「救急業務実施基準について」から抜粋した次の記述を読み、空欄ア～オにあてはまる適切な語句を記せ。

(航空機の要件)

第十条 航空機は、強度、構造及び性能が航空法施行規則に定める安全性を確保するための技術上の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

一 隊員二名以上及び傷病者（ア）以上を収容し、かつ、第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。

二 回転翼航空機については、（イ）二基を有するものであること。

三 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

(航空機に備える資器材)

第十四条 航空機には、（ウ）等に必要な資器材で別表第一に掲げるものを備えるものとする。

2 消防長は、航空機には、前項に定めるもののほか、（エ）、（オ）等に必要な資器材で別表第二に掲げるもの及び別表三に掲げる資器材を備えるよう努めるものとする。

ア 二名 イ タービンエンジン ウ 応急処置 エ 通信 オ 救出

4 「消防航空隊規程」から抜粋した次の記述を読み、空欄ア～オにあてはまる適切な語句を記せ。

(航空訓練)

第16条 （ア）は、航空活動に関する（イ）及び（ウ）の向上を図るため、航空訓練を実施するものとする。

(事故防止対策)

第18条 （エ）は、航空事故を防止するため、（オ）をたてるものとする。

ア 航空隊長 イ 知識 ウ 技術 エ 消防長 オ 必要な対策

消防職 (一般)	受験番号		所属		氏名		※
-------------	------	--	----	--	----	--	---

(注) 受験番号・氏名は○枚全てに記入すること。※印欄には記入しないこと。

[消防(一般)〇-〇]

問題IV

[消防(一般) 〇-〇]

1 次のA~Kまでの記述の中から、正しいものを4つ選び、その記号を回答欄に記せ。

※

A~Gまでは、消防官と同一問題。

- H 機長はその航空機の運航に関して直接かつ最終的な責任と権限を有している。航空機が、遭難あるいは緊急状態に陥った時に機長は、その時使用している周波数で、内容を確認して事態が落ち着いてから通報する。
- I 航空機の操縦を行っている者は、航空機の航行中、国土交通大臣（管制機関）の指示に従っている場合、当該航空機外の物件を視認できない気象状態の下であるとないとにかかわらず、他の航空機その他の物件と衝突しないようにする見張りの義務はない。
- J トランスポンダーは、レーダーによる航空交通業務を構築するうえで重要な要素である。自動高度応答装置（モード「C」トランスポンダー）を装備した航空機は、計器飛行方式・有視界飛行方式にかかわらず飛行中は常時これを作動させておくべきである。自動高度応答装置は、モードCの質問電波に対し、航空機の電波高度を100フィート単位で応答する航空交通管制用自動応答装置である。
- K 最低気象条件は、計器飛行方式による離陸又は着陸、計器飛行方式のフライトプランの代替空港や有視界飛行方式の飛行のために設定された気象状態の基準等をいう。

正しいものは、 K

2 次のA、B、Cの3つのグループからそれぞれ一つの語句を選び、簡潔に説明せよ。
(選択した番号を選択番号に記すこと。)

A, Bは、消防官と同一問題。

C 次の語句のうち、1つを選び簡潔に説明せよ。 (

- (1) 管制間隔
- (2) 管制承認限界点
- (3) 耐空証明の失効 (航空法第十五条)

選択番号 (1) 航空交通の安全かつ秩序ある流れを促進するため、航空交通管理管制官または航空管制官が確保すべき最小の航空機間の空間をいう。

選択番号 (2) 管制承認限界点は、飛行の方法により次の地点として発出される。
ア 目的地までIFRで飛行する場合は、原則として目的飛行場。
イ 待機が予想される場合、あるいはIFRによって出発した後VFRに変更する場合等、管制上必要な場合はフィックス。

選択番号 (3) 次の各号に掲げる航空機の耐空証明は、当該各号に定める場合には、その効力を失う。
一 登録航空機 当該航空機の抹消登録があった場合
二 第十条第四項第二号に規定する航空機 当該航空機が航空の用に供してはならない航空機として騒音の大きさその他の事情を考慮して国土交通省令で定めるものに該当することとなった場合

○試験企画委員等に関する規則

昭和28年9月8日

人事委員会規則第7号

第1条 この規則は、職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）第45条の規定に基づき、人事委員会の行う競争試験及び選考実施のため、試験企画委員及び試験委員について定めることを目的とする。

第2条 人事委員会に試験企画委員若干人を置き、そのうち1人は人事委員会事務局長の職にある職員をもってこれに充て、その他の委員は、本市職員又は学識経験を有する者のうちから人事委員会が任命し、又は委嘱する。

2 試験企画委員は、競争試験及び選考の実施に関する計画に当たるものとする。

第3条 競争試験又は選考を行うに当たり、その競争試験又は選考における試験問題の作成及び採点並びに実地試験、口述試験、身体検査等の判定に当たらせるため、試験委員若干人を置く。

2 試験委員は、人事委員会事務局の職員で、係長以上の職にある者及び特に命ぜられた者をもって充てるほか、必要に応じ、本市職員又は学識経験を有する者（身体検査の判定に当たる試験委員は、医師の資格を有する者に限る。）のうちから、人事委員会が委嘱する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年人事委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則（昭和33年人事委員会規則第1号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年人事委員会規則第4号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成6年人事委員会規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年人事委員会規則第3号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

平成 27 年 4 月 20 日

(試験委員) 様

人事委員会事務局任用課長

係長試験における専門試験の試験委員の委嘱に際しての確認事項

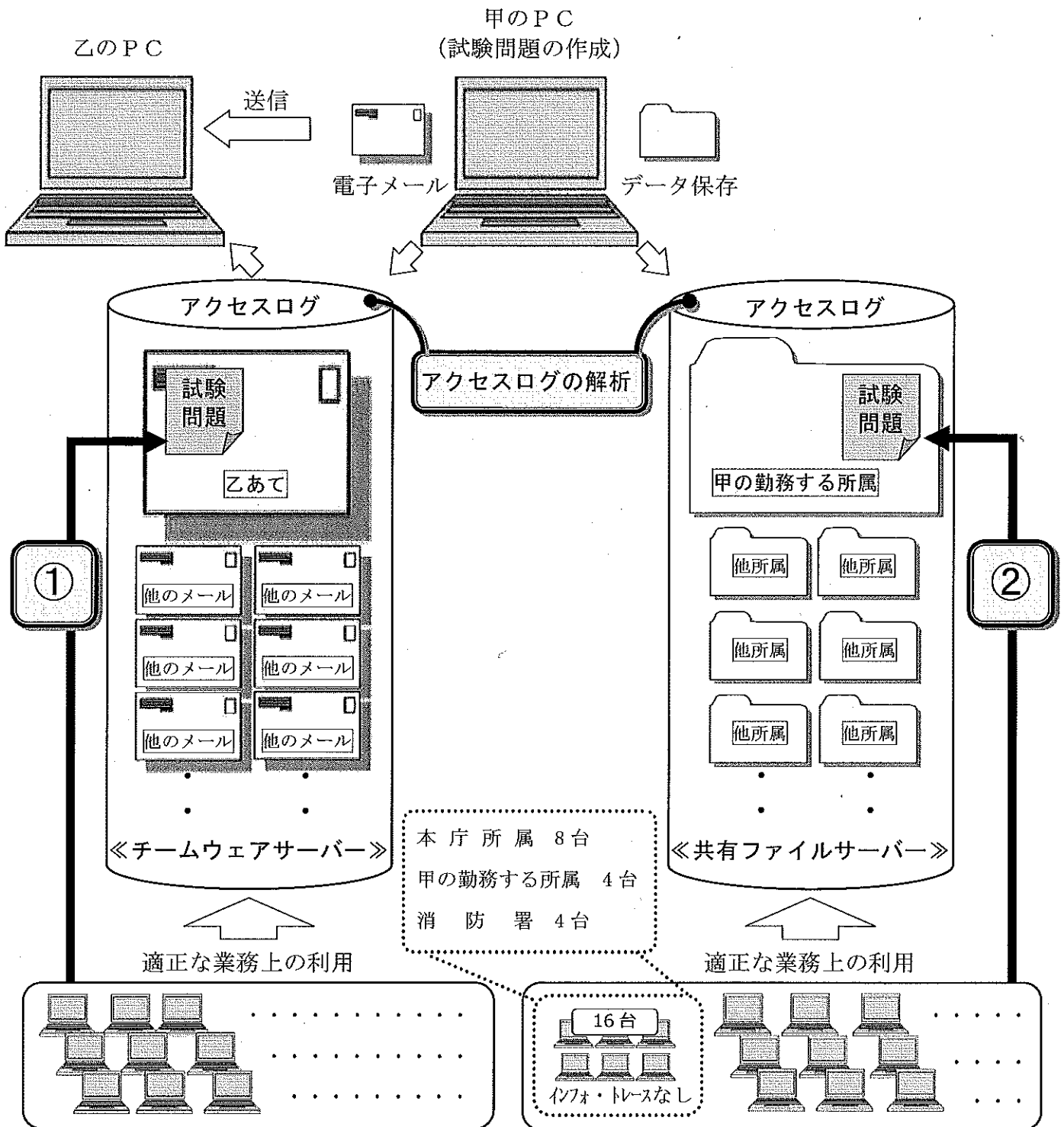
日頃は、人事委員会の業務にご協力いただきましてありがとうございます。
また、今年度の試験委員をご承諾いただき重ねてお礼申し上げます。

つきましては、試験委員をお願いさせていただくにあたりまして、下記のことにつきまして、改めて確認させていただきたいと思っておりますので、どうかご理解ください。

記

- 試験問題に関連する情報が事前に漏れないようにしてください。
- 「誰が試験委員か。」「どのように試験問題が作成されるか。」など試験委員として知り得た秘密については、試験委員である間だけではなく、試験委員を終えた後も、漏れないようにしてください。
- 試験委員である間は、部下等の勉強会などに関わることをないようにしてください。

試験問題データへのアクセスログの調査



<調査内容の詳細>

①	<p>チームウェアサーバーへのアクセス状況 不正に他者のメールボックスを開き、試験問題のデータファイルが添付されたメールを閲覧した履歴がないか、アクセスログの解析</p>
②	<p>共有ファイルサーバーへのアクセス状況 甲が共有ファイルサーバーに保存した試験問題のデータファイルを操作した端末はないか、インフォ・トレースを用いたアクセスログの解析 なお、ログが取得できなかった甲の勤務する所属配置の4台を含む16台の端末については、Windows イベントビューアを用いたイベントログの追加調査及び保存ファイルの調査を実施</p>

